

お問合せ・申請は、お住まい区の区役所・地区までお願いします。

【各区役所・地区 申請書郵送先・問合せ先】

郵送先	問合せ先 (※市外局番 044)
川崎区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 〒210-8570 川崎区東田町 8	☎ 201-3215 (身障・療育手帳担当) ☎ 201-3213 (精神手帳担当)
大師地区健康福祉ステーション 〒210-0812 川崎区東門前 2-1-1	☎ 271-0162 (身障・療育手帳担当)
田島地区健康福祉ステーション 〒210-0852 川崎区鋼管通 2-3-7	☎ 322-1984 (身障・療育手帳担当)
幸区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 〒212-8570 幸区戸手本町 1-11-1	☎ 556-6654 (身障・療育手帳担当) ☎ 556-6695 (精神手帳担当)
中原区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 〒211-8570 中原区小杉町 3-245	☎ 744-3296 (身障・療育手帳担当) ☎ 744-3297 (精神手帳担当)
高津区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 〒213-8570 高津区下作延 2-8-1	☎ 861-3252 (身障・療育手帳担当) ☎ 861-3309 (精神手帳担当)
宮前区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 〒216-8570 宮前区宮前平 2-20-5	☎ 856-3304 (身障・療育手帳担当) ☎ 856-3262 (精神手帳担当)
多摩区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 〒214-8570 多摩区登戸 1775-1	☎ 935-3323 (身障・療育手帳担当) ☎ 935-3324 (精神手帳担当)
麻生区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 〒215-8570 麻生区万福寺 1-5-1	☎ 965-5159 (身障・療育手帳担当) ☎ 965-5259 (精神手帳担当)

【事業所管課・問合せ先 ※市外局番 044】

川崎市役所 健康福祉局 障害保健福祉部	
障害福祉課 (身障・療育手帳担当)	☎ 200-2653 (直通)
精神保健課 (精神手帳担当)	☎ 200-3608 (直通)
	FAX 200-3932 (共通)

【手帳判定審査・問合せ先 ※市外局番 044】

川崎市役所健康福祉局総合リハビリテーション推進センター総務・判定課	
身体障害判定審査担当 (身障手帳担当)	☎ 223-6748
精神保健判定審査担当 (精神手帳担当)	☎ 200-3195
	FAX 200-3974 (共通)

※療育手帳については、各区役所・地区高齢・障害課 (担当) へお問い合わせください。

障害者手帳をお持ちの方へ

カード形式の障害者手帳を 希望できます



対象となる手帳は、
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
の3種類です。
携帯に便利、耐久性に優れているというメリットがあります。

希望する方は、令和3年10月1日(金)から
各区役所・地区でカード交付の申請を受け付けます。
(窓口混雑緩和のため、郵送での申請に御協力をお願いします。)



令和4年1月以降、
各区役所・地区で順次、これまでの手帳と交換します。
(お渡しする準備ができ次第、お知らせします。)

- ※ カードの交付を希望できる方は、申請をしようとする日から6か月以内に再認定・再判定・更新がない方となります。
- ※ 新規、更新の方は、原則として従来の紙形式での手帳交付となります。
- ※ カードへの変更は必須ではありません。これまでの紙の手帳も変わらずお使いいただけます。
(ただし、紙の手帳と、カードの手帳は同時に所持できません。)



Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

申請書は区・地区の窓口等で配布しているほか、
川崎市のホームページでもダウンロードできます。

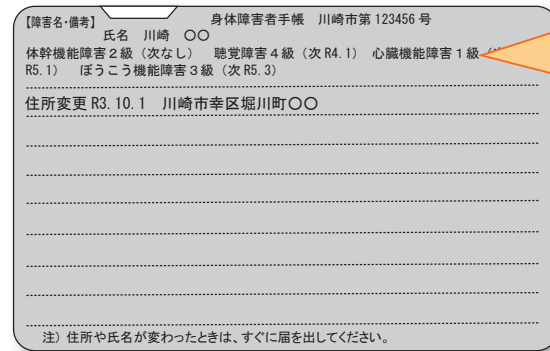


川崎市ホームページ
<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000132733.html>



カード形式の障害者手帳の特徴について

身体障害者手帳

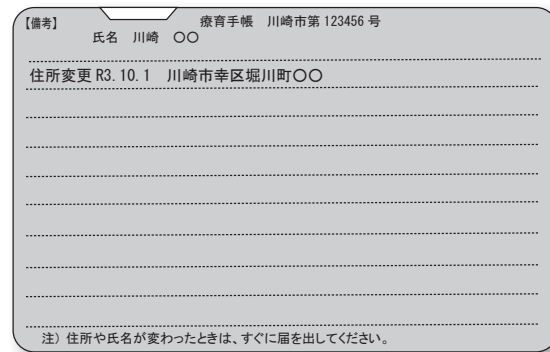
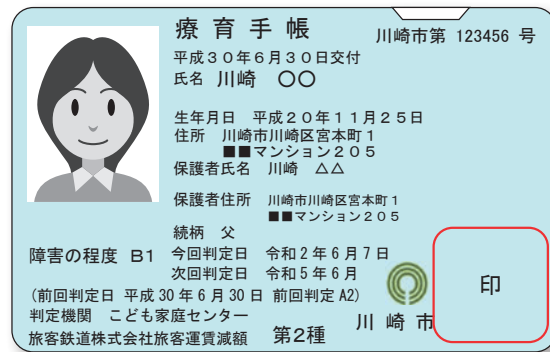


カード形式の身体障害者手帳の障害名は、下記のような、簡易な表記になります。

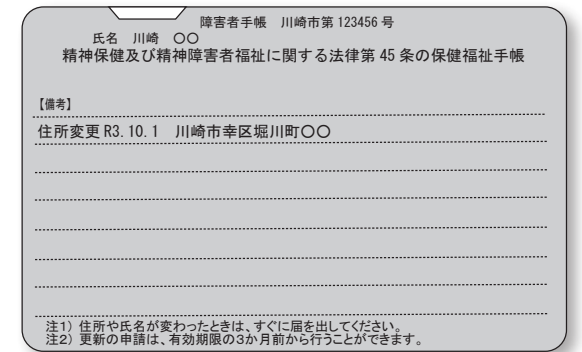
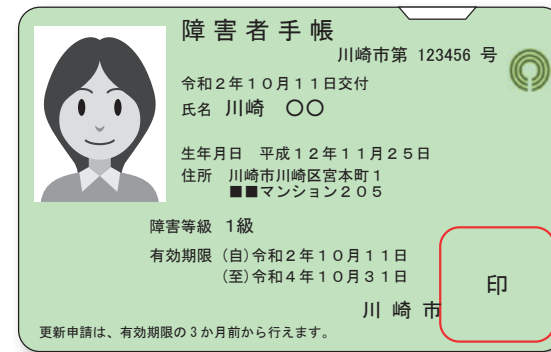
- | | |
|------------------|----------------|
| 1 視覚障害 | 10 上肢機能障害 |
| 2 視力障害 | 11 移動機能障害 |
| 3 視野障害 | 12 心臓機能障害 |
| 4 聴覚機能障害 | 13 じん臓機能障害 |
| 5 平衡機能障害 | 14 呼吸器機能障害 |
| 6 音声・言語・そしゃく機能障害 | 15 ぼうこう・直腸機能障害 |
| 7 上肢不自由 | 16 小腸機能障害 |
| 8 下肢不自由 | 17 免疫機能障害 |
| 9 体幹機能障害 | 18 肝臓機能障害 |

- マークは盛り上げ加工になっており、障害種別によって位置を変えています。手で触って、どの障害のカードかがわかります。
- 左記のとおり、身体障害者手帳の障害名の表記が変更となります。詳しくは川崎市ホームページを御確認ください。
- 写真は白黒でカードが出来上がります。
- 住所変更などの記載は裏面になります。
- 紙の手帳よりも交付までにお時間がかかります。

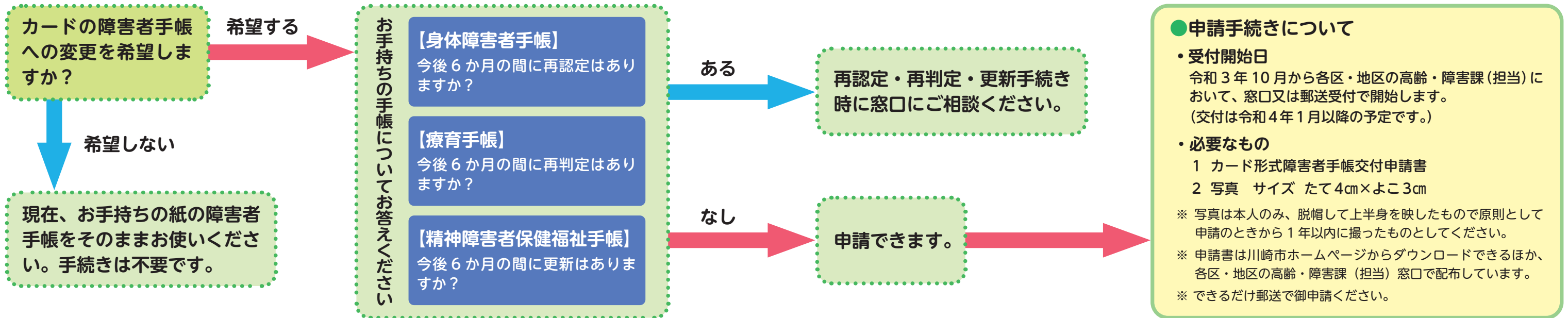
療育手帳



精神障害者保健福祉手帳



障害者手帳をお持ちの方がカードでの交付を希望する場合の流れ



注意事項

- 1 カード形式の身体障害者手帳は、紙形式の手帳よりも記載内容が特に限定的です。(事前に、カード形式の記載内容を必ず御確認ください。)
- 2 カード形式の手帳の発行によって、自動車税の減免を受けている場合、市税・県税事務所で手続きが発生するなど、その他の手続きが発生する場合があります。
- 3 注意事項等について同意がいただけない事項がある場合は、引き続き、紙形式の障害者手帳をお使いください。(紙形式の障害者手帳は、今後も変わらず使い続けることができます。)
- 4 上に記載しているカード形式障害者手帳の様子は準備段階のものであり、実際にお手元に交付されるものとは、デザインなどで異なる場合があります。